

## 「放送コンテンツ海外展開強化事業（災害風評被害対策型）」公募要領

放送コンテンツ海外展開強化事業（災害風評被害対策型）（以下「本事業」といいます。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、以下に定める内容に基づき、申請願います。

### 1. 本事業の目的

本事業は民間事業者等（以下「間接補助事業者」といいます。）が、北海道胆振東部地震等によってもたらされた災害風評被害に関して、当該風評被害の払拭に向けて、被災地域の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、必要に応じて放送と連動した事業（以下「連動事業」という。）を実施し、それらの効果を測定することにより、訪日観光客の増加、地域製品の販路拡大、TPP/日EU・EPAの活用促進に資する情報発信等を促進し、被災地域の産業の国際競争力強化及び経済活性化を図ることを目的とします。

### 2. 申請に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適切化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（総情作第12号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（放送コンテンツ海外展開強化事業（災害風評被害対策型））のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

上記の法律、政令、規則又は要綱は下記のURLから参照することができます。

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/)（法令データ提供システム）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000596386.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000596386.pdf)（総務省ホームページ）

### 3. 本事業の対象となる補助者の要件

法人（個人での申請は不可）

### 4. 補助対象経費及び事業実施時期について

申請に当たっては以下の点にご留意ください。

（1）本事業では、下表のとおり事業類型を定めています。

### 補助金の額及び要件等

事業類型	補助金の額	要件
類型A	4,000 万円以下の定額補助	放送される番組の1エピソード当たりの長さは、おおよそ30分から60分程度を想定します。連動事業に係る費用は補助対象としますが、連動事業の実施は必須ではありません。
類型B	1,500 万円以下の定額補助	放送される番組の1エピソード当たりの長さは、おおよそ数分から10分程度を想定し、これを高頻度（1週間の間に複数回を基本とします。）で放送することを想定します。連動事業に係る費用は補助対象とせず、連動事業の実施は必須ではありません。

※ 類型A及び類型Bの両方に応募することも可能です。この場合、両類型において同一の国・地域を対象とし、又は同一の放送局での放送を予定するなどにより、両類型の事業を連携させることも想定されます。類型A及び類型Bの両方に応募する場合には、それぞれの類型について別個に申請手続を行ってください。

- (2) 消費税は補助対象経費に含まれないため、原則として、補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。

また、海外において付加価値税還付制度が存在し、補助対象経費に付加価値税を計上する場合には、原則、還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった場合に報告してください。必要に応じて補助金の減額又は国庫納付が生じることがあります。

詳細は別紙をご参照ください。

- (3) 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。  
 (4) 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。  
 (5) 災害風評被害の払拭という本事業の目的に照らし、できる限り速やかな事業実施に努めてください。原則として、2019年7月には放送を開始し、同年9月末までに放送及び連動事業（実施する場合）並びにこれらの効果測定のを全てを終えることとします。

### 5. 補助対象経費の区分及び内容について

本事業の補助対象経費の区分及び内容は、下表のとおりです。

なお、交付決定後に、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、原則として事前に補助事業者（以下「事務局」といいます。）の承認を受けなければなりません。

### 補助対象経費の区分等

補助対象経費	
区分	内容
(1) コンテンツの制作にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費、取材費、脚本料、印刷製本費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 制作費（撮影費、旅費（宿泊費含む）、編集費、翻訳料、通訳料） エ. その他（広告宣伝費、視聴率測定等にかかる費用）
(2) 海外放送枠の確保等にかかる費用	ア. 放送枠の確保にかかる費用 イ. その他
(3) 連動事業にかかる費用 ※類型Bの場合を除く。	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 運営費（会場費、出展費、施工費、整備費、音響照明費、翻訳料、通訳料、旅費（宿泊費含む）） エ. その他（広告宣伝費、効果測定等にかかる費用）
(4) その他費用	その他事業を実施するために必要な経費

## 6. 申請手続き等の概要

本事業への申請を希望する事業者は、以下より、公募申請書類一式をダウンロードいただき、公募要領に従って、全ての書類に必要事項を記載の上、公募申請書類一式を ZIP ファイルにまとめ、事務局が指定するアドレスに大容量転送システム等を利用してご提出ください。

書式	<a href="#">公募申請書類一式</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式1号_公募申請書 (WORD)</li> <li>● 様式2号_平成30年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書(案) (WORD)</li> <li>● 様式3号_事業体制図 (POWER POINT)</li> <li>● 様式4号_事業全体概要 (POWER POINT)</li> <li>● 様式5号_収支計画 (EXCEL)</li> <li>● 様式6号_見積書 (EXCEL)</li> <li>● 様式7号_事業計画 (EXCEL)</li> </ul>
受付期間	2019年2月25日(月)～3月18日(月)正午
送付先	「放送コンテンツ海外展開強化事業(災害風評被害対策型)」事務局 Email : info-contents2019-taisaku@project-office.jp

※ZIP ファイルの名称は、「対策型\_申請者名(対象国)」としてください。

※様式1～7号は編集可能な形式(ワード、パワーポイント、エクセル)にてご提出ください。

※ 様式の書式及び仕様等は原則変更しないようにしてください。

本事業についてご質問のある方は、メール本文に質問事項を記載のうえ、応募事務局宛に電子メールにて送付ください（件名に【災害風評被害対策型に関する質問】と記載してください）。質問は全て電子メールでの受付とさせていただきます。回答は、個別に電子メールにて送付します。

なお、質問の受付期間は、募集開始後、2019年3月11日（月）正午までとなります。それ以降にご質問頂いた場合、回答できない場合がありますので、ご了承ください。

件名	災害風評被害対策型に関する質問
受付期間	2019年2月25日（月）～3月11日（月）正午
送付先	「放送コンテンツ海外展開強化事業（災害風評被害対策型）」事務局 Email : info-contents2019-taisaku@project-office.jp

## 7. 間接補助事業の選定

提出された申請書類を以下の評価基準に基づき、放送する国・地域・媒体、企画内容等のバランスを考慮して、間接補助事業を選定し、採択の内示をします。

なお、選定は、書面審査にて行い、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

原則として、採択の内示をした事業については、事業者名および事業内容等を公表します。

### 【評価基準】

- ① 交付規程及び本公募要領で定める本事業の目的と親和性がある事業であること
- ② 間接補助事業者として、組織・人員、財政基盤、制作能力において適格性を有すること
- ③ 事業企画について
  - ア：事業実施の確実性を有すること
  - イ：事業の効果・効率性が高いこと
  - ウ：放送及び連動事業（連動事業については実施する場合に限る。）の効果検証を効果的に行うことが予定されていること
- ④ その他創意工夫があること

## 8. 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

## 9. スケジュール

2019年2月25日（月）～3月11日（月）正午	事業企画募集に係る質問受付期間
2019年2月25日（月）～3月18日（月）正午	公募申請書提出期間
2019年3月～4月（想定）	事業採択の内示
2019年4月（想定）	交付申請書の提出、交付決定（補助事業の開始）
2019年7月（想定）	放送の開始
2019年9月末まで（想定）	放送、連動事業（実施する場合）及びこれらの効果測定の全てを実施
2019年10月末まで（想定）	実績報告書の提出

## 10. 本事業の実施に当たっての留意点

- 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施します。
- 事務局は、事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- 事業実施中に事業の内容を変更する場合、事前に間接補助事業者から事務局に事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、事業計画変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- 補助金の支払については、間接補助事業者から実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなり、原則として概算払いは認められません。
- 実績報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、必要な経費として認められません。
- 実績報告書提出時、本事業において制作した番組のダイジェスト映像の提出を求めます（2～3分程度）。
- 実績報告書の作成等に伴う人件費、旅費及び郵送費等は、補助対象外となります。（例）事務局との面談のために要する旅費、ダイジェスト映像の編集費、事務局へ書類提出の際の郵送費 等
- 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。間接補助事業者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は間接補助事業者に帰属します。なお、総務省及び事務局は間接補助事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。
- 本事業の終了後、間接補助事業者に対し、放送コンテンツの海外展開の状況についての報告を要請することがあります。
- 本事業の実施の過程で、我が国の放送コンテンツの海外展開を行う事業者による放送コンテンツの制作の自由度を本事業の趣旨に反して不当に制限する行為は行わないようにしてください。

## 補助事業における消費税の取扱いについて

### 1 消費税仕入控除税額に係る処理について

#### <対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

#### 【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

#### <具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください

(参考事例)

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が 1,000 万円、仕入に係る消費税（支払消費税）を 700 万円として消費税の確定を行ったとする。

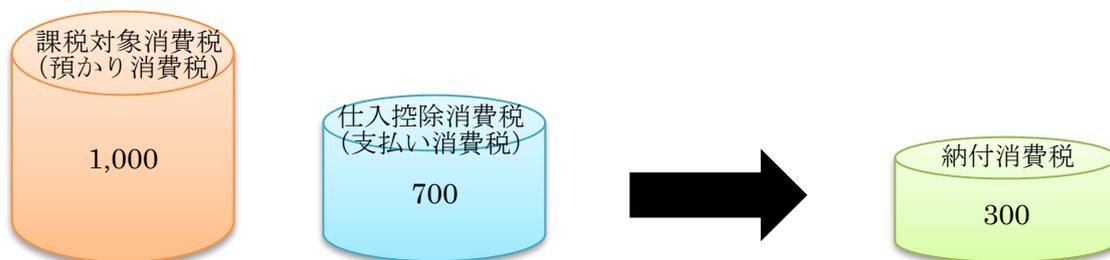
(1) この事業者は国から補助金を受けていない場合  $1,000 - 700 = 300$  万円の消費税額を税務署に納付するのみである。

(2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税 700 万円のうち 200 万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該 200 万円は預かり消費税 1,000 万円は計上されない一方、支払い消費税 700 万円には計上される。このため上記の例に加え、自らが負担していない当該 200 万円を国へ返還することも必要となる。

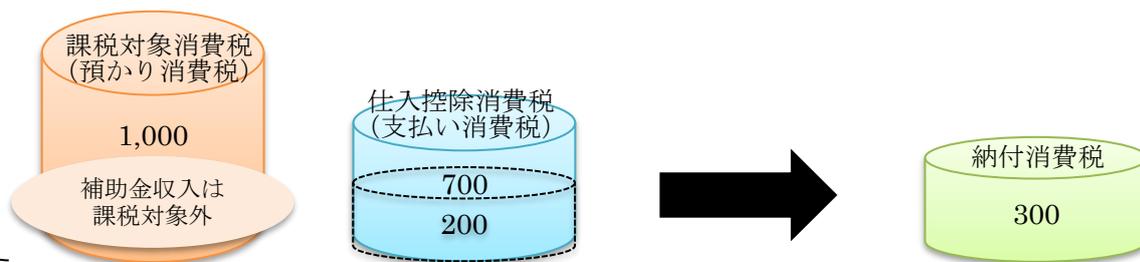
(注) ここでは、支払い消費税額 700 万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

(1) 補助金を受けていない場合



(2) 補助金を受けている場合



## 2 付加価値税還付に係る処理について

### <対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費（※）であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

（※ 補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。）

### <具体的処理方法>

- ・ 付加価値税還付にあたっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・ 付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・ 付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いします。